

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月1日（平成28年（行個）諮問第124号）

答申日：平成28年12月22日（平成28年度（行個）答申第156号）

事件名：本人の申告に係る是正勧告書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年2月10日、請求人が労働基準法第104条に基づく申告により、出された平成28年2月19日、特定事業場に対する是正勧告書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、栃木労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年3月18日付け栃労発総0318第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分のうち、何点かについて開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 本開示請求に係る事実（会話等のやり取りについては全て電磁的記録あり）

（ア）平成28年2月22日、特定労働基準監督署特定監督官との電話でのやり取り

- ① 平成28年2月19日に特定事業場に調査指導を行った。
- ② 審査請求人が申告した、休憩時間が取れていないということが確認された。
- ③ 是正勧告を行った。2月分及び3月分について勤務データの報告を求めた。
- ④ 該当店舗では平成28年2月20日より一人増員した。
- ⑤ 対応したのは特定課のA氏（たぶん課長）だった。

（イ）平成28年2月26日、個人情報開示請求を行った栃木労働局担

当窓口でのやり取り（担当 B さん、及び監督課 C さん）

- ① 開示できるのは審査請求人が既に知っていることのみ、審査請求人が監督署とのやり取りをした経過等になる。
- ② 監督署と会社とのやり取り、会社の内部情報については不開示になる（根拠は法 14 条 3 号イ）。
- ③ 是正勧告書について、違反条文については出せる。

（ウ）平成 28 年 3 月 18 日付け保有個人情報の開示をする旨の決定について（栃労発総 0318 第 3 号）に書かれている不開示とした部分とその理由

開示請求に係る保有個人情報については、職名、氏名、自署、住所、電話番号、印影など開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分が記載されており、法 14 条 2 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

また、当該保有個人情報には、事業場について担当官が作成若しくは入手した文書又は事業場から提出された文書などの法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたものであって通例として開示しないこととされている情報が記載されており、法 14 条 3 号イ及びロに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

さらに、当該保有個人情報には、開示することにより、労働基準監督機関が行った手法、法違反等に対する措置等が明らかになる情報が記載されており、労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、又は助長する等監督指導事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものであって、法 14 条 5 号及び 7 号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、保有個人情報が記載されていないものについては不開示とした。

（エ）平成 28 年 3 月 24 日、個人情報開示請求の実施を受けた栃木労働局担当窓口でのやり取り（担当 B さん、及び監督課 C さん）

- ① 不開示とされた部分の理由（監督復命書の署長判決及び是正期日）  
→法 14 条 7 号イ
- ② 同理由（是正勧告書の違反事項）  
→労働者の具体的な名前が記載されていない、法 14 条 7 号イ及

び5号

(オ) 平成28年5月23日、栃木労働局情報公開担当窓口でのやり取り (担当Dさん)

① 不開示とされた部分の理由 (申告処理台帳)

→法14条5号

② 同理由 (申告処理台帳続紙2枚)

→法14条5号

③ 同理由 (監督復命書)

→面接者職氏名については法14条3号, その他は法14条5号

④ 同理由 (監督復命書続紙)

→法14条5号

⑤ 同理由 (是正勧告書)

→受領者職氏名については法14条3号, その他は法14条5号

⑥ 同理由 (来署通知書)

→法14条3号

⑦ 同理由 (相談票2ページ)

→法14条5号

⑧ 上記(ウ)第三段における「保有個人情報が記載されていないものについては不開示とした。」の部分について, 法にこの文言がないので, その法的な根拠を求めたが, 「答えできない」という回答だった。

イ 部分開示された文書及び上記アにおける, 不開示とされた各部分等  
に対するの疑問及び審査請求人の主張

(ア) 申告処理台帳の完結区分等

① 添付書類(No1)にあるように, 「解決, 司法, 立替払い, 移送, その他」の選択肢があるが, 本件の場合, 「解決」は少なくとも会社(特定事業場を指す, 以下同じ)の提出する3月分の勤務データが提出されるまではないので「解決」はない(開示決定は平成28年3月18日付け)。会社が労働基準法違反を認めているため今のところ「司法」もない。申告の内容から「立替払い」もない。「移送」に関する欄が空白なので「移送」もない。つまり「その他」が選択されていると確実な推定ができる。どのような理由で「その他」なのか? 何も選択されていないということはない(ひな形の情報, つまり何も選択されていない状態が開示されている。)

② 申告処理台帳は復命の際に申告処理台帳続紙とともに添付される(添付書類No2及び3)ため, 監督復命書の作成日である平成28年2月19日までの情報は最低限書かれているはずで

あるが、「申告事項」及び「違反条文」の欄が空白となっている。同日付けで是正勧告書が作成されている以上、同欄の空白には疑問がある。「処理着手」が手書きされている以上、同紙右下に書かれている作成日の記入内容だけではない。

- ③ 不開示の理由が法14条5号とされているが、「解決、司法、立替払い、移送、その他」が開示されることにより、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」というのであれば、その具体的な例を示してほしい。不開示部分と前記理由がつながるとは到底思えない。「解決」したら犯罪の予防に支障があるのだろうか、「司法」はない、「立替払い」もない、「移送」もない、では「その他」と開示したら犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障をきたすわけがない。不開示とされる理由がない。

(イ) 申告処理台帳続紙1枚目

- ① 平成28年2月19日にあったことについて、少なくとも一部について審査請求人は特定監督官とのやり取り(上記ア(ア))において既に知っていることである。監督課のCさんは審査請求人が知っていることについては開示すると発言している(上記ア(イ)①)。
- ② 不開示の理由が法14条5号とされているが、上記(ア)③と同様、特定監督官とのやり取りの内容の部分については不開示とされる理由がない。

(ウ) 監督復命書の「署長判決」、「是正期日」及び「面接者氏名」等

- ① 「署長判決」については、添付書類No8及び15にあるこのひな形及び作成要領によると、「比較的多い判決の種類を掲げているので、該当する判決事項を○で囲み、それ以外の判決及び必要な指示については本欄余白に記入し、押印すること」となっており、また「署長判決」欄の下は日付を記入するようになっている。つまり、日付を入れて本欄余白に記入したことがわかる。また添付書類No11によれば、「申告に係る法違反の事案」は要確認判決となるはずであるが、その他の判決・指示があったことをうかがわせる。
- ② 「署長判決」及び「是正期日」について、不開示とされた理由をCさんは法14条7号イとし、Dさんは同条5号としている(上記ア(エ)及び(オ))。

まず法14条7号イの場合、法は「労働基準監督署の行う事務

に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるとなるが、それと「完結、要再監、要確認、要是正報告、要改善報告」及び「是正期日」はつながらないと審査請求人は考える。何故「事実の把握を困難にする」のか、何故「違法若しくは不当な行為を容易に」するのか、何故「その発見を困難にする」のか、不開示とされる理由がない。また法14条5号の場合は上記（ア）③と同様不開示とされる理由がない。

- ③ 「面接者職氏名」については、特定監督官とのやり取り（上記ア（ア））において審査請求人は既に知っている。不開示とされる理由がない。

（エ）是正勧告書（控）の「違反事項」、「是正期日」及び「受領者職氏名」等

- ① 「違反事項」について不開示の理由が、Cさんは「労働者の名前が入ってない」、法14条7号イ及び5号とし、Dさんは同条5号と発言している（上記ア（エ）及び（オ））。「労働者の名前が入ってない」という理由に対しては後記する。

まず法14条7号イについては、上記（ウ）②と同様、不開示とされる理由がない。「違反事項」は開示することにより、同様の違反行為を行う事業者に対しての警告にもなりえるものであるが、その詳しい違反手法がその中に含まれている場合は、「その発見を困難にする」手法を考える事業者に対するおそれはあるかもしれない。しかし、本件ではその違反手法は一般的なものであり、また開示請求者が事業者ではなく、労働者一人であることを鑑みれば、「違反事項」を開示することが法14条7号イに当たるとするのは、開示請求者（審査請求人）が、「労働基準監督署の行う事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあることを行うと栃木労働局は判断していることになるが、その理由は示されていない。また「開示」は「公開」ではなく、開示請求者に対する「開示」である。この「開示」と「公開」の違いについては、審査請求人が国を被告として行った裁判において、国が証拠方法として提出しているのでその詳細は記さない。そして現在の社会状況においては、コンプライアンスが事業者にとって重要であり、是正勧告・指導を受けた事業者はその違反内容をその是正対策とともに広く「公開」するものが複数見受けられる（添付書類N

○ 23ないし 25)。

次に法 14 条 5 号については、「犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」であるから不開示とするということであれば，前記と同様に開示請求者（審査請求人）が「犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす」と栃木労働局は判断していることになる。「違反事項」は本件の場合，「労働基準法 34 条 1 項であり，その内容は審査請求人を含む労働者が休憩をとれずに長時間労働を強いられている」というものである。また添付書類 N o 17 及び 18 には違反事項の記入例があるが，前文を含めそのどこに「犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす」内容が含まれているのであろうか。つまり不開示となった部分には前記した本来の「違反事項」とは異なる内容が含まれていることを暗示している。

② 「是正期日」については，上記（ウ）②と同様，不開示とされる理由がない。

③ 添付書類 N o 20 にあるように不開示とされた部分（右側欄外）には，「是正確認」，「方式」，「認印」の欄がある。特定監督官とのやり取り（上記ア（ア））から，「方式」は「書」とされるのが相当である（添付書類 N o 18）。このところが法 14 条 5 号による不開示となるのか，「犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」となるのか。

（オ）来署通知書の携行品

インターネット上では，労働基準監督署の行う是正勧告・指導に関しての情報が多数あふれており，その際に調べる書類等についての情報は，広く「公開」されている（添付書類 N o 29）。法 14 条 3 号については後記する。

（カ）相談票 2 ページ「処理結果」

添付書類 N o 21 を見る限り，少なくとも「処理結果 1」欄は「申告受理」となるのが相当であると考えられる。またこのことが法 14 条 5 号による不開示になる，つまり「犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の

理由がある情報」となるのであれば、この欄にも本来の内容とは違うものが記されていると推察される。

(キ) 平成28年3月18日付け保有個人情報の開示をする旨の決定について（栃労発総0318第3号）に書かれている不開示とした部分とその理由等

上記ア（エ）及び（オ）に記した内容と併せてみると、まずその内容が三者三様であり、保有個人情報の開示に関して混乱が見られる。特に上記ア（オ）については、審査請求人は、各不開示部分がどの条文に当たるのか確認したいということをもって連絡した上で話を伺っている。その中では開示決定文書（栃労発総0318第3号を指す。）にある法14条2号及び7号イは示されていない。

また、法14条3号イについては、「法人その他の団体に関する情報であって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことを、「開示」された開示請求者が行うことが想定されている。

また、法14条3号ロについては、労働基準法102条、104条の2を見れば、「任意で提出されたものであって」ではない。労働基準監督官は法違反に対して強制力を持っているのであり、法違反に関する情報は、「任意で提出されたもの」という性格は持たない。

また、上記ア（ウ）①の第三段については、「法違反等に対する措置等が明らかになる情報が記載されており」となっているが、この文言は法にはない。法違反に対する措置は、法14条5号で考えると、例えば仮に完結区分が司法となり、司法の場で争われる場合については、その開示が「公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある」ということになるが、司法の場では、「法違反等に対する措置等」は完結区分が司法となった経過として必ず明らかにされる。法律に書いていないことを持ち出して不開示としているのである。

また、「保有個人情報が記載されていないもの（上記ア（エ）②にある「労働者の具体的な名前が記載されていない」はこの部分のことを指すと思われる。）については不開示とした」とあるが、この文言も法にはない。また法2条3項による「保有個人情報」の定義を見ればわかるようにこの表現は間違いである。開示された文書全体（不開示部分を含めて）が、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもの」、つまり保有個人情報である。仮に「保有個人情報が記載されていないもの」の表現が、「個人情報が記載されていないもの」の意であるなら、

さらにその文言は法にはなく、開示義務を負う行政機関の長の裁量が非常に幅広く認められてしまうことになるが、法には不開示処分にする裁量については書かれていない。裁量的開示（法16条）はあるが、審査請求人が行った個人情報開示請求に関する裁判において司法は、この裁量は広くないとしているので、当然不開示処分にする裁量が仮に存在したとしても広くはない。この裁量が認められるなら、例えば開示請求者とは無関係の日付であったり、住所であったり、さらには個人情報でない部分つまり、開示された文書において空白欄の部分についても不開示処分を行える裁量を認めることになる。そこに「個人情報は記載されていない」からである。つまり前記第三段における2つの文言は意図的に加えられたことが推察できる。

#### ウ 上記内容と審査請求人が申告した内容を併せて考えられる事実

審査請求人は当該職場において、他の労働者とともに、法定の休憩が取れないという状況があった。また以前には審査請求人だけが休憩が取れないということもあった（本件で開示された内容に対して、審査請求人は訂正請求を行い認められた（添付書類N o 26ないし28）がその中に記してある）。前回今回共に審査請求人は会社に対し苦情を訴え会社は苦情の内容を認めたものの、その原因や法違反に対する社内処分等について審査請求人に対し一切対応しなかった。審査請求人はその原因について思い当たるのは、いわゆる「公安の嫌がらせ」しかないと考える。

審査請求人は裁判等を通してこれと争っているが、審査請求人に対する嫌がらせに利用された民間会社・民間人とは争ってこなかった。利用されたということは主犯ではないからである等の理由による。また審査請求人は意図的に、任意の民間会社・民間人と争うことを避けている。だから前回は会社と不必要な争いは避け、店舗を移動させてもらうという対応をお願いした。しかし今回の件があり、また会社はその原因について、法違反を故意に行った者たちに対する処分等について何も説明していない。

休憩が取れない状態というのは、つまり仕事が忙しくてそれが続いていることを示しているが、そうであれば人を増員するのが使用者の務めである。それを行わず会社からの「対応する」という言葉の後にもさらに休憩が取れない状態が続いたこと（平成27年12月28・30・31日、開示された文書中の審査請求人が作成した勤務実態を示す表）は、それが会社ぐるみであることを示している。何故なら店舗責任者の上司に当たる本社の人間は誰一人現場に姿を現さなかったからだ（審査請求人が平成28年3月より再び働き始

めてからも。一昨年末は複数の幹部が仕事に来ていた。)。今回の件が起こって誰一人上司は現場に現れていない。現場で起こっていたことを容認していたのである。つまり、特定事業場は公安の民間における隠れ蓑の会社であることがわかる。

そう考えると今回の部分開示処分の意味は「特定労働基準監督署もしくは栃木労働局が公安に恩を売った」であると審査請求人は考える。このことは、後日審査請求人行う2度目の申告（労働基準法104条）に対する特定労働基準監督署の対応で判断できる。その申告の中には会社が監督署に対して虚偽の報告を行っているという事実があるからである。このことにどのように対応するかで判断が可能である。通常民間会社がお上（公務員組織の意識を指している）に対して嘘をついたらどのような対応を取るか、お上にたてついている（と公安・警察は考えているだろう）審査請求人は殺人未遂を含めひどい目にあっている。

また、5年前の栃木労働局が関係した、傷害を含む「公安の嫌がらせ」並びに3年前の裁判の終結等で厚生労働省に対する追求を終らせたわけではない。そのことだけでなく、審査請求人に対して行われた「間違っただけ」、「終らない公共事業」が明らかになれば厚生労働省も壊滅する。

審査請求人に対して、殺人未遂（未遂に終わっているが本件に限らず暗殺された人も多数いる）等を含む違法行為・いじめ・嫌がらせしできないテロ組織に対してどのような対応をとるかは、御省の自由であるがこのまま憲法と法令の中で「正しくないこと」を続けても、「正しいこと」をしても壊滅するのならば、「正しいこと」を行った方が、テロ組織が国民の命・生活等より、何より大切にす「メンツ」が守れると思うがいかがだろうか。

本件において不開示処分とされた理由が『開示請求者（審査請求人）が、「労働基準監督署の行う事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあることを行うと栃木労働局は判断していることになる』『開示請求者が「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」と栃木労働局は判断していることになる』（上記イ（エ）①）であることは、前記したことと併せて考えてみれば、筋道は通っている。審査請求人が公務員組織を崩壊させることにより「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」ことになるからである。ただし崩壊させるのはテロ組織である。国是にかなうものである、また審査請求人は「違法若しくは不当な行為」によりそれを行わない。 齢70

を超えた女性の乗る自転車にトラックを突っ込ませる気の狂ったテロ組織と一緒にしてもらっては困る。またテロ組織に人体実験を行う裁量は無い。厚生労働省に調査していただけるとありがたい。

エ 開示を求める部分

法に適合している不開示部分を除く全て

不開示処分に当たらない理由については上記のとおり

オ 添付書類（省略）

(2) 意見書

ア 諮問庁の理由説明書「3 理由」の各々に対する意見

(ア)(1) ア 是正勧告書（控）の一部（文書番号3の④）

是正勧告書は、文書番号1の3頁・平成28年2月19日付けの措置欄において是勸がチェックされていること及び同1頁と併せて、個人が特定できる情報であり、保有個人情報である。その中の項目名及び空白の記入欄を「個人情報が含まれていないので保有個人情報に該当しない」とするのであれば、他の対象文書中にある個人情報が含まれない項目名及び空白の記入欄が開示されたことに対する説明がつかない。つまり、この部分を不開示としたのは、守秘義務・法令秘情報等の法令の根拠ではなく裁量の部分であることがわかる。また、行政指導について書かれている行政手続法1条1項において、「透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。（中略））の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。」とあるように、業務処理上必要な情報が不開示とされる法令の根拠を示さない限り、国民に対してその公務を公開することが憲法及び行政手続法の目的に適うものであると審査請求人は考える。

(イ)(1) イ 担当官が作成又は収集した文書

内容がわからないので判断できない。

(ウ)(1) ウ 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（文書番号9の②及び文書番号10の②）

文書番号9及び10については、審査請求人の個人情報が記載された部分は開示されるものと、審査請求人は考える。理由については後記する（下記（ク））。

(エ)(2) ア 申告処理台帳及び続紙（文書番号1）

① 文書番号1の①のうち労働基準監督官が面接した人物の氏名、役職等

法的には諮問庁の主張のとおりであると考えますが、審査請求書（別紙・審査請求の理由）1（ア）⑤にあるように特定監督官からその情報は開示されている（同（ア）及び（イ）（エ）（オ））

各項目名にある「やり取り」との記述は、審査請求人に対応した栃木労働局職員の発言を指します。).

② 文書番号1の①のうち法14条3号イに該当するとした部分

「請求人が知り得る情報であるとは認められず」は法的根拠の無い、諮問庁の主張であり不開示とされる理由がない。「公（公開）」（添付書類No30）によって、「取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」との主張であれば認め得ることは可能であるが、審査請求人に対する「開示」（同前）において、そのおそれがあることを諮問庁は根拠を以て示すべきであると審査請求人は主張する。

③ 文書番号1の①のうち法14条3号ロに該当するとした部分

文書番号1の3頁・平成28年2月19日付けにおける処理方法欄にて「出頭」がチェックされている以上、労働基準法104条の2に書かれている「命ずる」の手続きが文書主義である役所の文書上で取られたのであって、行政指導が「求める」ものであるのに対して、強制力を持つ。この手続きが取られたのは労働基準法施行規則58条に適う来署通知書（文書番号4）を見ても確認できる（来署通知書については再度後記する（下記ウ（ウ））。）。つまり、「任意で提出された情報」ではない。

そして、厚生労働省設置法3条、4条及び21条1項を見る限り、事業場と労働基準監督署との信頼関係については書かれていない。また、理由説明書には「事業場と労働基準監督署（官）の信頼関係」という文言は複数回あるが、「労働者と労働基準監督署（官）との信頼関係」という文言は登場しない。労働基準監督業務について（添付書類No31ないし37）の業務運営の基本的な考え方・アの基本的使命やILO事務局「労働監督の手引き」をみても、「事業場と労働基準監督署の信頼関係」という文言が使われることに、審査請求人は違和感を覚える。公共職業安定所の窓口での職員とのやり取りでも感じたことがあるが、厚生労働省は、企業の側を向いているように見える。

④ 文書番号1の①のうち法14条5号及び7号イに該当するとした部分

本件開示請求において審査請求人に対して「これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督署の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」

のであれば、添付書類No 30における国の「公（公開）」と「開示」についての主張を見る限り、特定人に対する開示であるにも関わらず、例えば「開示を受ける者を通じて不特定多数の人が知り得る状態になることを当然予見できる」のか、を諮問庁は示す必要がある。また既に指摘したように、労働者である審査請求人に「開示」されることが何故どのように労働基準監督署の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすのか、と判断する根拠を諮問庁は示すべきであると審査請求人は主張する。

またこれらの情報が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるか否かを、情報公開・個人情報保護審査会（以下、第2において「審査会」と記す。）において、調査審議されることを求める。

(オ) (2) イ 監督復命書及び続紙（文書番号2）

① 文書番号2の①について

「請求人が知り得る情報であるとは認められない」は法的根拠のない、諮問庁の主観であり不開示とされる理由がない。法14条3号イについては、「公（公開）」によって、「事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」との主張であれば認め得ることは可能であるが、審査請求人に対する「開示」において、そのおそれがあることを諮問庁は根拠を以て示すべきであると審査請求人は主張する。

また、第4段に「このように～」については、この表現では開示請求者（審査請求人）に対する開示が、事業場へも開示されることを諮問庁は明らかに予定しているがそのような法手続きはない。この表現は開示請求者（審査請求人）に当該情報が開示された事実が、特定事業場の関係者が知ることを意味している。そして、特定事業場の関係者が消極的な対応になり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、関係資料の提出を拒むことなどが予定されている。さらに、「不利益となる情報等が開示請求者（審査請求人）に開示された場合の影響等を考慮するあまり」となれば、開示された場合に当該事業場または事業者はそれほど開示請求者（審査請求人）に対して不利益となると「諮問庁」が判断していることになる。それは何故か。本件に係る法違反等が「公安の嫌がらせ」であると考えれば簡単で

ある。

第5段については、行政手続法1条1項の透明性と、法14条5号との兼ね合いについて、審査会において調査審議されることを求める。

また、上記ア（エ）③にあるとおり、任意に提出されたものではないので、法14条3号口には該当しない。また、法14条5号及び7号イについては上記ア（エ）④に主張したとおりである。

② 文書番号2の②について

上記ア（エ）①に主張したとおりである。また、「公（公開）」によって、「取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」との主張であれば認め得ることは可能であるが、審査請求人に対する「開示」において、そのおそれがあることを諮問庁は根拠を以て示すべきであると審査請求人は主張する。

(カ) (2) ウ 是正勧告書（控）（文書番号3）

① 第2段について

「請求人が知り得る情報であるとは認められない」は法的根拠のない、諮問庁の主観であり不開示とされる理由がない。法14条3号イについては、上記ア（オ）①に主張したとおりである。

② 第3段について

厚生労働省設置法によれば、労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることをその任務とし（3条）、都道府県労働局の所掌事務は同法21条1項のとおりであり、事業場と労働基準監督署（官）との信頼関係については書かれていない。労働基準監督業務について（添付書類No31ないし37）においても、一切触れていない。

③ 第4段について

この表現も、開示請求者（審査請求人）に対して「是正の期限等の情報が開示される」場合、事業場若しくは事業者はその事実が開示されることを意味している。そのような法手続きは民間会社にはない。事業場若しくは事業者が行う自主的な早期改善について意欲を低下させること等が予定されているが、その前提である「是正の期限等の情報が開示される」ことがその原因とする表現である。つまり、開示請求者（審査請求人）が「是正期限等の情報」を以て、事業場等の自主的な早期改善について意欲を低下させることを証明できなければ、この表現は

諮問庁が民間会社に対して法手続きにない「情報開示」をすることとなる。それは何故か。また当該事業者等は本件に係る開示請求が行われたことをどのような経緯で知るのだろうか。法8条2項3号の手続きとしても、「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で」はないのでその手続きは無い。違法行為・不当行為は事務・業務ではないはずだが、テロ組織には通用しないということだろうか。

④ 第5段について

上記ア（エ）③にあるとおり、任意に提出されたものではない。

⑤ 第6段について

上記①ないし④により、不開示とされる理由がない。

⑥ 文書番号3の②について

上記ア（エ）①に主張したとおりである。また「さらに～」以下の表現では、特定監督官が「当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」行為を行ったことになってしまう。

(キ) (2) エ 担当官が作成又は収集した文書（文書番号4）

すでに主張したとおり、労働基準監督署の調査で要求される帳簿・書類についての情報は広く公開されている（既添付書類No29）。それらの情報から考えれば諮問庁の不開示とする理由は、当てはまりようがない。つまり、普通の民間会社に対するものとは違うものがあると推察するよりほかない。

(ク) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書番号9及び10）

① 第1段について

「公（公開）」によって、「当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」との主張であれば認め得ることは可能であるが、審査請求人に対する「開示」において、そのおそれがあることを諮問庁は根拠を以て示すべきであると審査請求人は主張する。

② 第2段について

上記ア（エ）③にあるとおり、任意に提出されたものではない。また文書番号9の①及び文書番号10の①につき、本件開示請求において審査請求人に対して「これらが開示された場合には、（中略）検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼす」のであれば、添付書類No30における国の「公（公開）」と「開示」についての主張を見る限り、特定人に

対する開示であるにも関わらず，例えば「開示を受ける者を通じて不特定多数の人が知り得る状態になることを当然予見できる」のか，を諮問庁は示す必要がある。また既に指摘したように，労働者である審査請求人に「開示」されることが，労働基準監督署の行う，検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼす，と判断する根拠を諮問庁は示すべきであると審査請求人は主張する。

また，これらの情報が，犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるか否かを，審査会において，調査審議されることを求める。

また，「これらが開示された場合には，当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ，今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり，また，労働基準監督官の自主的改善についても意欲を低下させ，さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど」と表現するのであれば，「労働基準監督署の所掌事務に事業者との信頼関係を保つことは求められていない。」，「当該事業場を始めとして事業者に対して，『開示請求者（審査請求人）にこれらの情報が開示された事実』が，開示されることを予定しているが，そのような法手続きはない。」，また開示請求者（審査請求人）に対するこれらの情報の開示の事実が，当該事業者等に筒抜けになる表現が度々あることから，当該事業場及び事業者と労働基準監督署との関係について審査請求書（別紙・審査請求の理由）7頁3行目及び4行目が原処分の意味でしかないと，各々審査請求人は主張する。

（ケ）（3）新たに開示する部分について

文書番号2の②は同2の③の意であると思われる。新たな開示部分については，開示された文書により，判断することになる。

イ 「4 請求人の主張に対する反論について」に関して

審査請求人が，審査請求書（別紙・審査請求の理由）において主張した内容とは異なる，審査請求の理由が書かれている。

また，原処分の不開示とした部分とその理由の中に記載されているようにそこには法に無い文言が使われており（審査請求書（別紙・審査請求の理由）1（ウ）①及び2（キ）①），文書番号3の③の新たな開示など一定の評価はできるが，「法12条に基づく開示請求に対しては，開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示，不開示を適切に判断している」とは上記アにより認め難い。

また，本件に係る開示請求を行った平成28年2月26日に栃木労

働局を訪れた際に、審査請求人は保有個人情報開示請求書だけでなく、記入済みの行政文書開示請求書も併せて持参し、担当者にどちらの請求書になるかを確認して保有個人情報開示請求書を提出している（審査請求書（別紙・審査請求の理由）1（イ））。そのことを考慮すれば、法16条による裁量的開示が行われることが、栃木労働局の窓口対応に対する配慮ではないかと考える。

ウ 本審査請求を通じての意見

（ア）労働基準法104条について

申告とは「国民が法律上の義務として、行政官庁に一定の事実の陳述をすること。」（広辞苑による）である。同条の「申告することができる」との表現は日本語として誤りである。正しくは「訴えることができる」または「申告しなければならない」となる。

言葉として「申告」を使っているのであるから、この条文は労働者に対する義務規定となる。それならば同法104条の2に限らず、同法内に労働者の義務規定に対する、公務員組織側の手続き規定が必要であるはずである。同法104条の2は「できる」とする権利規定になっており、「本条一項に基づく労働者の申告は、労働基準監督官の使用者に対する監督権発動の有力な契機をなすものではあるが、監督官はこれに対応して調査などの措置を採るべき職務上の作為義務までを負うものではない。」（東京高判昭56・3・26労経連1088・17）との判決を生み出す要因となっている。労働者に義務を課すのであれば、監督権発動の有無を含めたそれに対応する手続き規定を明確に定める必要がある。それは厚生労働省設置法3条1項及び行政手続法1条1項に適うものであると、審査請求人は考える。

（イ）法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、第2において「情報公開法」と記す。）について

法4章1節「開示」12条ないし14条において、開示請求権、開示請求の手続き、保有個人情報の開示義務が書かれている。ここで使われている文言は、「開示」、「開示することにより」等である。これに対し情報公開法は、2章「行政文書の開示」3条ないし5条において、開示請求権、開示請求の手続き、行政文書の開示義務が書かれている。ここで使われている文言は、「開示」、そして「公にすることにより」等である。法と文言が違うのである。国が添付書類No30で主張したように、「公（公開）」と「開示」は異なるのであるから、また両法において実施されるのは開示請求及び開示であることを鑑みると、情報公開法の文言は訂正されるべきものと審査請求人は考える。この文言があるために、司法において、刑事訴

訟法47条の「公」と同53条の2の趣旨である「開示」が同一視されているという現状があるのではないかと、若しくは、そのための文言なのではないかとさえ思える。がしかし、国が「公（公開）」と「開示」について同一ではないと主張したのであるから、審査会より行政管理局に対して伝えていただきたい。

また、法について、6章に罰則が定めてあるが、その対象は刑法と同様個人である。公務員組織は組織で仕事をするという建前であるので、組織で違法行為を行った際には、特定の個人を罰することすら非常に困難である。消えた年金問題で組織ごと逃げたのを見ればお分かりいただけると思う。組織ぐるみで違法行為が行われることを想定外とせず、組織に対する罰則を設けるべきであると考えている。

(ウ) 来署通知書（文書番号4）等について

上記ア（エ）③にあるように、来署通知書は労働基準法施行規則58条に適うものである。ところが審査請求人が行った厚生労働大臣に対する行政文書開示請求に対して来署通知書（様式第22号）を規定している文書及びひな形については、作成・取得しておらずとの理由で不開示決定とされている（添付書類No38、理由説明書別表において対象文書名の来署通知書とはなっていない、担当官個人の書類の扱いである。個人の文書は組織的に利用するものではないので、保有個人情報対象外であり、また公式文書ではない。）。様式第22号との表現・表記がある以上、それを規定した文書及びひな形が存在することは明らかである。それを行政文書ではないとして開示しないこと（法2条3項によれば、開示された来署通知書は行政文書扱いである。）、及び度々にわたる「事業場との信頼関係」の表現、「労働者との信頼関係」の表現がないこと、等々を併せて鑑みるに、労働基準局は国民に公開できないマニュアルに基づき、企業（事業者）への対応を行っている可能性がある。その理由として、本来「来署通知書」ではなく、「出頭通知書」となるべき書類であること、また、厚生労働省が薬害・公害被害者対応や年金問題等で、国民を顧みない対応を繰り返し行ってきたことなどが挙げられる。この国の政府は使用者寄りであり、この国の国民をどのように騙すかということに腐心している。

(エ) 本審査請求を通じて、現時点において、厚生労働省及び総務省は殺人未遂、女性に対する傷害及び殺人未遂、及び人体実験の指摘を無視しているという事実がある。テロ組織の指摘を無視している。

エ 結論

審査会において、これまでの経過事実、調査による事実、そして憲法及び法令に基づく審議を求める。

オ 添付書類（省略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求人」という。）は、平成28年2月26日付け（同日受付）で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき「平成28年特定月日、請求人が労働基準法第104条に基づく申告により、出された平成28年特定月日、特定事業場に対する是正勧告書類一式。」（本件対象保有個人情報）に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は平成28年3月18日付け栃労発総0318第3号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求人がこれを不服として、平成28年5月18日付け（同月19日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした部分のうち、下記3（3）に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

##### （1）保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表2の1欄に掲げる文書番号1ないし10の文書（以下、第3において「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に記載する情報は、請求人の個人に関する情報ではなく、さらに請求人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

##### ア 是正勧告書（控）の一部（文書番号3の④）

是正勧告書（控）の「是正確認」欄については、専ら業務処理上必要な情報であり、請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

##### イ 担当官が作成又は収集した文書

文書番号8は、労働基準監督官が事務処理のために作成又は収集した文書であるが、当該文書には、請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ウ 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（文書番号 9 の②及び文書番号 10 の②）

文書番号 9 の②及び文書番号 10 の②には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されているが、これらの情報には請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び同続紙（文書番号 1）

労働基準法等関係法令では、労働者は事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができる。労働基準監督官は申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳はかかる申告事案の処理状況及びその経過が記載されている。

文書番号 1 の申告処理台帳及び続紙（1 頁ないし 5 頁）の「処理経過」欄等の記載のうち、不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

文書番号 1 の①のうち労働基準監督官が面接した人物の氏名、役職等個人に関する情報は、法 14 条 2 号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

また、文書番号 1 の①は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 14 条 3 号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法 14 条 3 号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する

る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### イ 監督復命書及び続紙（文書番号2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

文書番号2の①には、申告監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位との他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実行性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事実を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求人に開示された場合の影響等を考慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎とな

る情報が記載されており、開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同号ロ、同条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

文書番号2の②は、請求人以外の個人の職名、氏名、名刺である。職名、氏名及び名刺については、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、さらに、法15条2項による部分開示について検討すると、これらは、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地もない。したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、さらには、開示されることにより、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 是正勧告書（控）（文書番号3）

是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書の控えである。

文書番号3のうち、不開示とした部分には、被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反に係る是正の期限の情報等が記載されている。当該情報は、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらの情報は、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態を踏まえて、労働基準監督官が記載したものである。このため、開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出や指導文書の受領等について非協力的となるおそれがある。

る。

また、是正の期限等の情報が開示されると、労働基準監督官の指導に対する自主的な早期改善についても意欲を低下させ、結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

加えて、これらの情報は、法人に関する情報であって、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものを踏まえて労働基準監督官が記載したものであって、当該提供された情報は、通例として開示しないこととされているものである。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

文書番号3の②は、請求人以外の個人の自署及び印影であり、請求人以外の特定の個人を識別できる情報が含まれており、これらの情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。さらに、これらの情報は、開示されることにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条3号イに該当する。以上のことから、当該部分については不開示とすることが妥当である。

#### エ 担当官が作成又は収集した文書（文書番号4）

文書番号4は、本件申告処理において、特定事業場の代表者宛に作成した来署通知書である。文書番号4の不開示とした部分には、開示することにより、申告処理における調査・解決の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### オ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書番号9及び10）

文書番号9及び10は、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当する。

また、当該文書には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件とし

て任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当する。また、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 新たに開示する部分について

文書番号1の②、2の③、3の③及び6については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

#### 4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「本件対象文書は、審査請求人が申告した案件に関するものであり、当然に請求人が慣行として知り得る情報が含まれており、法14条2号イに該当して開示されるべき情報を処分庁は不開示としており、法の解釈運用を誤っている」、「申告した本人である審査請求人との関係においては、労働基準監督署が是正勧告を行う事実があったことが明らかであり、審査請求人からの申告内容及びそれを裏付ける事実に関する情報について審査請求人に対して開示をしたとしても、当該事業上等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない」、「一般的に勧告・指導を受けた事業場が把握しうるような内容は法14条5号及び7号イに該当しない。」等と主張しているが、上記3で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を適切に判断しているものであることから、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記3(3)に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年8月1日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| ③ 同年9月7日   | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同月8日     | 審議                |
| ⑤ 同年11月22日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年12月20日 | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成28年2月10日、請求人が労働基準法第104条に基づく申告により、出された平成28年2月19日、特定事業場に対する是正勧告書類一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書10に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、下記の(1)ないし(3)の文書に記録された情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

#### (1) 別表1に掲げる文書3（是正勧告書（控））の④について

当該部分は、認印の押印欄及び確認方式から構成され、是正状況の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており、これらは専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該

当するとは認められない。

- (2) 別表1に掲げる文書8（担当官が作成又は収集した文書）について

当該文書は、労働基準監督官が本件申告を受け作成又は取得した文書であると認められるものの、当該文書の記載内容に加え、その作成又は取得の目的等を考慮しても、当該文書に記載された情報が、他の情報と照合することにより、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

- (3) 別表1に掲げる文書9（特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書）の②及び文書10（特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書）の②について

当該文書は、審査請求人からの申告に起因して行われた臨検監督の処理の過程で特定事業場から特定労働基準監督署に提出されたものと認められる。

本件臨検監督は、審査請求人からの申告に起因して行われたものであるものの、当該文書に記載された情報が、その取得の目的等を考慮しても、他の情報と照合することにより、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

- (1) 別表2に掲げる文書1（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の不開示部分について

ア 3頁の「処理経過」欄9行目1文字目ないし8文字目、15文字目ないし20文字目、13行目6文字目ないし12文字目、14行目1文字目ないし3文字目、15行目1文字目ないし3文字目、16行目4文字目ないし18文字目、23行目5文字目ないし12文字目及び20文字目ないし27文字目については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人が審査請求書（上記第2の(1)イ(イ)①）において主張するとおり、労働基準監督官から審査請求人に対して説明した内容であり、審査請求人が承知している情報であるとのことである。

イ 3頁の「処理経過」欄9行目1文字目ないし17文字目は、労働基準監督官が面接した人物の所属及び職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) このうち、9行目1文字目ないし8文字目及び15文字目ないし

17文字目は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。また、審査請求人が承知している情報であることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 他方、3頁の「処理経過」欄9行目9文字目ないし14文字目は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示を検討すると、上記(ア)において氏を開示すべきとしていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 3頁の「処理経過」欄9行目18文字目ないし20文字目、13行目6文字目ないし12文字目、14行目1文字目ないし3文字目、15行目1文字目ないし3文字目、16行目4文字目ないし18文字目、23行目5文字目ないし12文字目及び20文字目ないし27文字目については、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、審査請求人が承知している情報であることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 文書1の不開示部分のうち、上記イ及びウに掲げる部分を除く部分

には、当該申告事案について、労働基準監督官が被申告事業場から聴取した内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2に掲げる文書2（監督復命書）の不開示部分について

- ア 6頁の「参考事項・意見」欄3行目1文字目ないし37文字目については、特定事業場に勤務していた審査請求人であれば、当然承知している情報であると認められる。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。
- したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- イ 6頁の「署長判決」欄、「参考事項・意見」欄3行目ないし5行目（上記アで開示すべきとする部分を除く部分）及び7頁の「参考事項・意見」欄1行目ないし7行目については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかになる情報であると認められる。
- したがって、当該部分は、上記（1）エと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- ウ 6頁の「是正期日」欄1枠目には、被申告事業場が労働基準監督署から指導を受けた法令違反の是正期限が記載されており、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが

妥当である。

エ 6頁の「面接者職氏名」欄及び7頁の「参考事項・意見」欄の自由記入欄中央部分には、面接者の職氏名等が記載されており、それぞれ全体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) このうち、面接者の所属及び氏については、上記(1)アのとおり、審査請求人が承知している情報である。したがって、6頁の「面接者職氏名」欄1文字目ないし8文字目、11文字目及び12文字目、7頁の「参考事項・意見」欄の自由記入欄中央部分の7行目ないし9行目並びに11行目1文字目及び2文字目は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。

また、7頁の「参考事項・意見」欄の自由記入欄中央部分の1行目ないし6行目、12行目、13行目、15行目、16行目1文字目ないし26文字目、17行目及び18行目は、審査請求人が勤務していた特定事業場に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。

さらに、これらの部分を開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 他方、6頁の「面接者職氏名」欄9文字目、10文字目、13文字目及び14文字目、7頁の「参考事項・意見」欄の自由記入欄中央部分の10行目、11行目3文字目及び4文字目、14行目並びに16行目27文字目ないし52文字目は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示を検討すると、当該部分のうち、面接者の名は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分については、上記(ア)において氏を開示すべきとしていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2に掲げる文書3(是正勧告書(控))の不開示部分について

ア 「是正期日」欄 1 行目ないし 3 行目には、被申告事業場が労働基準監督署から指導を受けた法令違反の是正期限が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記（2）ウと同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 3 号ロ、5 号及び 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「受領年月日 受領者職氏名」欄 2 行目の署名及び印影については、一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該個人の氏を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表 2 に掲げる文書 4（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について

「5 携行品」欄には、労働基準監督官の指導に係る手法等に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記（1）エと同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表 2 に掲げる文書 9（特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書）及び文書 10（特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書）の不開示部分について

当該文書は、審査請求人の申告事項を処理するため、労働基準監督官が特定事業場から事情を聴取した際などに、特定事業場から提出された文書である。

当該文書の不開示部分を開示すると、特定事業場を始めとして事業者と労働基準監督機関との信頼関係が失われ、今後労働基準監督機関に対する関係資料の提出等について非協力的となり、監督指導業務の適正な遂行に支障が生じるおそれは否定できない。

したがって、文書 9 の 16 頁、17 頁及び 39 頁ないし 41 頁並びに文書 10 の 42 頁は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報 該当性
文書 3 の④ 是正勧告書（控）の「是正確認」欄	該当しない
文書 8 担当官が作成又は収集した文書（15頁）	該当しない
文書 9 の② 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（18頁ないし38頁）	該当しない
文書 10 の② 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（43頁ないし51頁）	該当しない

別表 2

1 文書番号，文書名及び頁			2 原処分において不開示とされている部分	3 不開示情報 該当性 （法 14 条）	4 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁			
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1ないし5	① 3 頁の「処理経過」欄 5 行目及び 6 行目，9 行目，10 行目 21 文字目ないし 18 行目並びに 21 行目ないし 25 行目 5 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 5 行目	2 号，3 号イ及びロ，5 号並びに 7 号イ	3 頁の「処理経過」欄 9 行目 1 文字目ないし 8 文字目，15 文字目ないし 20 文字目，13 行目 6 文字目ないし 12 文字目，14 行目 1 文字目ないし 3 文字目，15 行目 1 文字目ないし 3 文字目，16 行目 4 文字目ないし 18 文字目並びに 23 行目 5 文字目ないし 12 文字目及び 20 文字目ないし 27 文字目

			② 1 頁の「完結区分」欄 3 頁の「処理経過」欄 7 行目及び 8 行目, 1 0 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目並びに 1 9 行目及び 2 0 行目	新たに開 示	—
2	監督復 命書	6 及 び 7	① 6 頁の「署長判決」 欄, 「参考事項・意 見」欄 3 行目ないし 5 行目及び「是正期日」 欄 1 枠目 7 頁の「参考事項・意 見」欄 1 行目ないし 7 行目	3 号イ及 びロ, 5 号並びに 7 号イ	6 頁の「参考事 項・意見」欄 3 行 目 1 文字目ないし 3 7 文字目
			② 6 頁の「面接者職氏 名」欄 7 頁の「参考事項・意 見」欄の自由記入欄中 央部分	2 号及び 3 号イ	6 頁の「面接者職 氏名」欄 1 文字目 ないし 8 文字目, 1 1 文字目及び 1 2 文字目 7 頁の「参考事 項・意見」欄の自 由記入欄中央部分 の 1 行目ないし 9 行目, 1 1 行目 1 文字目及び 2 文字 目, 1 2 行目, 1 3 行目, 1 5 行 目, 1 6 行目 1 文 字目ないし 2 6 文 字目, 1 7 行目並 びに 1 8 行目
			③ 6 頁の「参考事項・ 意見」欄 1 行目 1 文字 目ないし 1 0 文字目	新たに開 示	—
3	是正勸 告書 (控)	8	① 「是正期日」欄 1 行 目ないし 3 行目	3 号イ及 びロ, 5 号並びに	なし

				7号イ	
			②「受領年月日 受領者職氏名」欄2行目の署名及び印影	2号及び3号イ	なし
			③「違反事項」欄1行目ないし4行目及び「是正期日」欄4行目	新たに開示	—
			④「是正確認」欄	保有個人情報非該当	なし
4	担当官が作成又は収集した文書	9	「5 携行品」欄	5号及び7号イ	なし
5	申告・相談票	10	なし	—	—
6	相談票	11及び12	12頁の「処理事項・意見」欄2行目21文字目ないし28文字目及び「処理結果1」欄ないし「処理結果5」欄	新たに開示	—
7	請求人が提出した文書	13及び14	なし	—	—
8	担当官が作成又は収集した文書	15	15頁	保有個人情報非該当	なし
9	特定事業場から特定労働基	16ないし41	①16頁, 17頁及び39頁ないし41頁	3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし

	準監督署へ提出された文書		② 18頁ないし38頁	保有個人情報非該当	なし
10	特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書	42ないし51	① 42頁	3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし
			② 43頁ないし51頁	保有個人情報非該当	なし

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし51枚目に1頁ないし51頁と付番したものを「頁」として記載している。